

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、本村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、本村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 本村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務命令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、転出証明情報ファイル、広域住民票ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 : 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 項番1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 165, 166の項 【情報照会の根拠】 なし（情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	村民生活部住民課
②所属長の役職名	村民生活部住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村村民生活部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の通り人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため、十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある不要な申請書、通知カード等の定期的な破棄。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の施錠保管の徹底。 ・特定個人情報の記載がある帳票が机上やプリンター等に放置されていないかの日常点検を実施。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	村民生活部住民課長 小川 善市	村民生活部住民課長 小川 満	事後	
平成29年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年7月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	事後	
平成30年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	事後	
平成30年4月1日	①部署	村民生活部住民課	福祉部住民課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	村民生活部住民課長 小川 満	福祉部住民課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村村民生活部住民課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和1年7月23日	3 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更
令和1年7月23日	4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	事後	法改正に伴う変更
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	住民基本台帳法に基づき、住民記録及び戸籍の附票の管理を行うほか、住民票や転出証明	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであ	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、証明書コンビニ交付	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二	事後	法改正に伴う変更
令和5年2月6日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	福祉部住民課	村民生活部住民課	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	福祉部住民課長	村民生活部住民課長	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村村民生活部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、証明書コンビニ交付	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、証明書コンビニ交付	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 ②事務概要	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	(略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務命令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二 項番1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条の2, 第50条, 第51条, 第53条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 項番1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 165, 166の項 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)	事後	法令改正によるもの
令和7年3月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		下記の通り人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため、十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある不要な申請書, 通知カード等の定期的な破棄。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の施錠保管の徹底。 ・特定個人情報の記載がある帳票が机上やプリンター等に放置されていないかの日常点検を実施。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11		新様式対応	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	事後	新様式対応